

平成25年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月18日（水曜日）

平成25年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成25年9月18日（水曜日）

議事日程 第2号

平成25年9月18日（水曜日）午後零時57分開議

- 日程第 1 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 同意第 7号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第49号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第50号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第52号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第53号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第54号 甘楽町ふるさと伝習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第55号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第59号 平成25年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第60号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 17 議案第 63 号 平成 25 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 64 号 平成 24 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 65 号 平成 24 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 66 号 平成 24 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 67 号 平成 24 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 68 号 平成 24 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 69 号 平成 24 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 70 号 平成 24 年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 71 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 26 議案第 72 号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 27 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 28 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第 29 発議第 4 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）
- 追加日程第 1 議案第 73 号 工事請負契約の締結について
「遠出居 7 号線整備工事（第 2 工区・橋梁整備）」について
- 追加日程第 2 議案第 74 号 工事請負契約の締結について
「甘楽ふるさと館研修室建築工事」について
- 追加日程第 3 発議第 5 号 道州制導入に断固反対する意見書（案）
- 日程第 30 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 31 議員派遣の件について
- 日程第 32 一般質問 第 1 番 山 崎 澄 子（放課後児童健全育成事業について）
第 2 番 富 岡 朝 男（雨水排水路整備事業の推進について）
第 3 番 山 崎 愛 子（新設統合中学校のトイレについて）

第 4 番 中 里 芳 久（新屋小学校及び新屋幼稚園の駐車場
について）

第 5 番 山 田 邦 彦（「ウッドスタート」開始を）

第 6 番 山 田 邦 彦（带状疱疹（水ぼうそう）ワクチン接
種への補助を）

第 7 番 山 田 邦 彦（「熱中症」の対策など）

第 8 番 吉 田 恭 一（地域活性化ファンドについて）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	飯塚章君
総務課長	新井貞行君	企画課長	山田隆史君
健康課長	中野哲也君	住民課長	齋藤はるみ君
振興課長	三木純一君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	佐藤芳雄君
農業委員会事務局長	山崎等君	監査委員	山田利和君

事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	飯塚香奈
------	------	----	------

○開 議

午後零時 57 分開議

◇議長（黨 哲夫君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 1、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（黨 哲夫君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決することに決定しました。



○日程第 2 同意第 7 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 2、同意第 7 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○日程第3 議案第49号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第3、議案第49号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第4 議案第50号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第4、議案第50号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第5、議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第52号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第6、議案第52号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第53号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第7、議案第53号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第8 議案第54号 甘楽町ふるさと伝習館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第8、議案第54号 甘楽町ふるさと伝習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第9 議案第55号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第9、議案第55号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 議案第56号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第10、議案第56号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第11 議案第57号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第11、議案第57号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第12 議案第58号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第12、議案第58号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第13 議案第59号 平成25年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第13、議案第59号 平成25年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第60号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会補正予算（第1号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第14、議案第60号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第61号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第15、議案第61号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第62号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第16、議案第62号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（黨 哲夫君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 17 議案第 63号 平成 25 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 17、議案第 63号 平成 25 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（黨 哲夫君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 18 議案第 64号 平成 24 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 19 議案第 65号 平成 24 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 20 議案第 66号 平成 24 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 21 議案第 67号 平成 24 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 22 議案第 68号 平成 24 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 23 議案第 69号 平成 24 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 18、議案第 64号 平成 24 年度甘楽町一般会計歳入歳

出決算の認定についてから、日程第19、議案第65号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、議案第66号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、議案第67号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、議案第68号 平成24年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、議案第69号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、ここで決算の審査意見報告について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和でございます。議長のご指名がありましたので、平成24年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況について、順次審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の審査意見書1ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原荘一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員吉田恭一。平成24年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成24年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。1、審査の対象、一般会計及び特別会計歳入歳出決算。平成24年度甘楽町一般会計、平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計、平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計、平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計、平成24年度甘楽町公共下水道事業特別会計、平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計。2、平成24年度甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書。5、各基金運用状況調書。

第2、審査の期日。平成25年8月21日、22日、23日の3日間。

第3、審査にあたっての留意事項。

(1)歳入。①歳入成績。②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③違法な収入の有無。④未納整理の有無。⑤欠損処分 of 適否。

(2) 歳出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されているか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注、補助金の交付等、適正に執行されているか否か。

第4、審査の手續。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。

予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効果的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。決算及び付属書類の計算に誤りはないか。

また、各係数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で実施している総括的な審査手續を実施しました。

各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また適正に運用されているか。以上の事項を主眼として審査を行いました。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求め、これを正しました。

第5、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確でありました。予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りのないものと認められました。

ただし、全体として滞納額、不納欠損額の増加傾向が見られ、健全財政並びに公正・公平な行政の立場からも、適正な徴収及び早期徴収を望むものであります。

第6、その他。地方自治法第235条の2による例月出納検査にあたっては、各会計とも係数上の誤りはなく、現金及び証書類の保管状況も適正でありました。

また、同法第199条の第1項2・4の規定に基づく定期監査については、概ね100万円以上の主要事業を中心に財政運営状況及び現地調査等を実施したところ順調に執行されていきました。

第7、決算の状況。一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

1、一般会計（増減率は対前年度比）

(1) 収支の状況及び財政の推移。一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額55億1,253万8,000円、歳出総額51億1,481万1,000円で、前年度と比較すると、歳入で3.0%増加し、歳出で0.8%減少しました。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億2,832万4,000円でありました。

平成23年度実質収支額1億6,306万3,000円を減じた単年度収支は、3,473万9,000円の赤字であり、さらに財政調整基金に1億219万2,000円を積み立て、9,525万3,000円を取り崩しておりますので、実質単年度収支は2,780万円の赤字となりました。

なお、翌年度繰越額を除く歳出予算の不用額1億9,414万7,000円は、予算現額51億2,985万円に対して3.8%で、概ね予算規模に沿った執行がされているものと認められます。

歳入では、町税は前年比0.2%の減収となり、地方交付税が減少となった一方で、楽山園観覧料が増額となりました。

国庫支出金では市街地整備総合交付金の増額、繰入金では統合中学校建設事業により学校建設基金を2億9,000万円繰り入れました。

歳出では、小幡小学校屋内運動場事業や楽山園整備事業の減、基金積立金の減等により、全体では減額となりました。

財政の推移を前年度と比較すると、財政力指数は0.427から0.446と上昇し、財政の弾力性を示す経常収支比率は86.6%で1.0ポイント低下しました。したがって、財政的には依然厳しい状況が続いています。

また、臨時財政対策債発行可能額を含まない標準財政規模は、32億9,592万8,000円となり、6,763万5,000円減少しました。単年度の実質公債費比率は10.3%から10.1%となり改善されました。

町債の本年度末残高は40億5,637万5,000円で、前年度より1億8,464万3,000円減少しました。

厳しい財政状況にありながら、各会計とも予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、実質公債費比率及び町債の減少等、健全財政を堅持すべく努力されたことは十分認められます。

(2) 財政運営の状況。財政運営は、一般的に見て適切でありました。前年度と比較すると、歳入予算に対しての歳入率は78.8%で、18.0%の減、歳出予算に対しての

執行率は73.1%で、20.1%の減となりましたが、それぞれ適切な範囲であると認められます。

①歳入。歳入全体に占める地方交付税等の依存財源の割合は、前年度より5.4%低下し、57.0%となり、地方税等の自主財源比率は、前年度より5.4%上昇し、43.0%になりました。これは、普通交付税及び小学校屋内運動場改築事業債等の地方債の減少によるものです。

なお、使途が特定されずどのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、普通交付税等の減少に伴い、前年度に比べ3.9%減少しています。

②歳出。性質別の状況では、義務的経費は、人件費が3.1%減少し、補助費等が4.2%減少し、公債費が1.3%の減により全体では1.9%の減となり、歳出全体に占める割合は38.8%であります。

投資的経費は、23.8%の増で、歳出全体に占める割合は、15.7%になりました。

その他の経費は、積立金等の減により、42.4%減少し、歳出に占める割合は45.5%になりました。

町債の状況について、借入額は前年度に比べて24.8%減の3億390万円となっております。将来の安定的な財政運営のためにも、引き続き計画的な活用を望むものであります。

今後とも、地方財政は厳しい状況にあることを認識し、限られた財源の重点配分と最小の経費で最大の効果を上げるための創意と工夫を持って町政の執行にあたり、財政の健全化を図りつつ、第5次総合計画に基づく「キラッとかんら安心のまちづくり」を期待いたします。

(3) 財政健全化判断比率の状況について。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、4つの指標の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも該当がありませんでした。

実質公債費比率は、10.7%から10.3%になり、将来負担比率は27.2%から37.4%に上昇しましたが、いずれも基準値以下の健全財政でありました。

2、特別会計（増減率は対前年度比）

(1) 国民健康保険事業特別会計。歳入決算額は、15億8,690万9,000円、歳出決算額は、15億1,179万6,000円で、歳入歳出差引額は7,511万3,

000円となりました。

実質単年度収支は、基金に利子3万9,000円を積み立てていることなどから、1,380万1,000円の黒字となりました。

歳入では、国保税の収入額は4億5,836万7,000円で、2.2%減となり、収納率は95.5%で、0.3%増加しました。

一般会計繰入金は7,118万2,000円で、歳入総額に占める割合は4.5%で、前年度より0.3%減少しました。

歳出では、療養給付費と療養費で8億3,372万円となり、1.0%増加し、歳出総額に占める割合は55.1%でした。また、高額療養費は、1億710万8,000円で、7.9%増加しました。

今年度も、実質単年度収支は黒字となり、基金残高は増加しましたが、保険給付費額は、今後も上昇することが予想され、歳入の根幹をなす国保税は、雇用の抑制や賃金水準の低下の影響で収納率が伸びず、さらに厳しい運営が予想されます。

将来的に、収支バランスのとれた事業運営を行うため、医療費の抑制及び被保険者の健康意識を高めるとともに、収納率の向上に努め、財政の健全化を望むものであります。

(2) 介護保険事業特別会計。歳入決算額は9億5,968万2,000円、歳出決算額は9億5,168万円で、歳入歳出差引額800万2,000円となりました。

保険給付分は、歳入総額9億3,128万9,000円、歳出総額9億2,169万1,000円で、歳入歳出差引額959万8,000円となりました。

第1号被保険者保険料の収納率は99.3%で、昨年より0.1ポイント上昇しました。歳出の総額のうち、介護給付費支払合計は9億1,055万6,000円で、6.8%の増加となりました。

事務費分は、歳入歳出総額651万5,000円で、一般会計繰入金を充てました。

地域支援事業費分は、歳入総額2,187万8,000円、歳出総額2,347万4,000円で、歳出の主なものは、介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業であります。

介護保険制度は、要介護高齢者等が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス利用の供給に努め、また介護予防・生活支援対策事業等と連携し、介護予防の推進により、介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。歳入決算額は1億4,524万8,000円、歳出

決算額は1億4,474万1,000円で、歳入歳出差引額50万7,000円となりました。

城南上野地区の接続率は94.1%、天引地区の接続率は79.4%、善慶寺国峰地区の接続率は69.8%となっています。

3地区の処理場等の維持管理費は5,095万2,000円であり、町債においては、24年度末残高11億4,566万9,000円で、前年度より6,470万2,000円の減となりました。

多額の町債を投入しての事業であるので、未接続者には事業の趣旨をご理解いただき、早期の接続推進を望むものであります。

(4) 公共下水道事業特別会計。歳入決算額は4億8,753万6,000円、歳出決算額は4億8,696万6,000円、歳入歳出差引額57万円となりました。残額につきましては、翌年度に繰り越します。

主な事業内容は、維持管理費1,862万7,000円、県央処理場維持管理負担金2,616万6,000円、汚水整備事業費2億3,774万4,000円であり、認可面積465ヘクタールに対する実施率は64.6%となっています。

町債においては、24年度末残高25億9,685万7,000円で、前年度より3,636万2,000円の減となりました。

多額の町債を投入しての事業であるので、財政事情等を考慮して生活環境整備面からも、早期接続推進を望むものであります。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入決算額は1億1,330万8,000円、歳出決算額は1億1,327万8,000円で、歳入歳出差引額3万円となりました。歳入の主なものは、保険料が6,957万7,000円、一般会計繰入金が4,368万3,000円であり、保険料収納率は99.4%で、前年度より0.2%減少しました。

当町の医療費の状況は、保険給付費11億9,216万7,000円で、給付件数4万1,480件、1件当たり平均2万9,000円でありました。

高齢者医療制度は、高齢者医療の安定的な確保を図り、老人保健制度が抱える問題点を解決するために制度化されましたが、国は新しい高齢者医療制度創設の検討を行っており、今後どのような制度になるか注視する必要があります。

以上で、審査意見といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 報告が終わりましたので、これより総括質疑に入ります。ご質疑

を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号 平成24年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第67号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第68号 平成24年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第69号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第24 議案第70号 平成24年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第24、議案第70号 平成24年度甘楽町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、ここで決算審査意見報告について、監査委員山田利和君から発言が求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（**山田利和君**） それでは、平成24年度甘楽町水道事業会計決算について、審査意見を申し上げます。

審査意見書9ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原莊一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員吉田恭一。平成24年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成24年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。1、審査の対象。平成24年度甘楽町水道事業会計決算。現金・預金通帳の残高。

第2、審査の期日。平成25年7月25日（木）。

第3、審査にあたっての留意事項。

(1) 収入。①収入成績。②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③未納整理の有無。

(2) 支出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注等、適正に執行されているか否か。

第4、審査の手続。審査にあたっては、町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等、各調書について法令に準拠しているか、財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で行っている総括的な内容について審査を実施いたしました。そのほか、必要と認める手続の審査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令に従って適正に事務事業の執行がなされていることが認められました。ただし、滞納額は減少傾向であるが、健全財政並びに公正公平な立場からも、より適切な給水停止の執行と適正な徴収を求めるものであります。

第3、総括事項。(1) 決算の状況について。平成24年度の収益的収入の決算額は、2億1,275万8,000円で、前年度比2.2%増加しました。主な要因は、給水収益の増加によるものであります。収入額には、一般会計補助金144万2,000円が含まれています。

収益的支出の決算額は、1億7,826万7,000円で、前年度比4.5%減少しました。主な費用は、修繕費430万5,000円、固定資産減価償却費8,905万3,000円、企業債利息1,934万3,000円、動力費532万5,000円、薬品費700万7,000円、人件費3,319万5,000円で、総収支比率は119.3%であり、当年度純利益3,449万1,000円となり、経営努力が認められます。

資本的収入の決算額は、251万5,000円で、一般会計出資金（水資源開発施設整備元金）のみです。

資本的支出の決算額は、7,581万6,000円で、前年度比28.8%減少しまし

た。主な内訳は、建設改良費 3, 866 万 7, 000 円及び企業債償還金 3, 714 万 9, 000 円でした。

企業債の年度末残高は 51 件で、5 億 2, 039 万 6, 000 円となり、前年より 3, 714 万 9, 000 円減少になりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して 7, 330 万 1, 000 円不足になっていますが、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額で補っています。

(2) 資金不足比率について。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定し審査を行ったところ、その比率は基準以下であり、健全財政でありました。

(3) 主要事項について。本年度末の給水人口は、1 万 3, 671 人で、前年度より 9 人減少しました。

年間有収水量は、1 65 万 895 立方メートルで、前年度比 1. 2% 増加しました。

有収率は、78. 37% で、前年度より 0. 02% 減少となりました。秋畑・那須簡水の有収率は上がりましたが、上水が下がったことが原因です。

当面は、85% の有収率を目標に、漏水防止対策等を図る必要があります。

建設工事の主なものは、白倉地区下水道関連事業及び単独事業を行うため、配水管布設工事設計業務委託を行いました。

その他、秋畑・那須浄水場管内での監視装置、減圧弁の交換修繕工事などを行いました。

また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されました。

これからは、施設の老朽化に伴う改修・更新等財政を考慮した計画的な修繕及び建設改良工事を実施する必要があります。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願います。

今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の供給に向けて、より一層の工夫と努力を望むものであります。

以上で、審査意見といたします。

◇議長（**黨 哲夫君**） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第25 議案第71号 工事請負契約変更について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第25、議案第71号 工事請負契約変更についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第26 議案第72号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第26、議案第72号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第27 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第27、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（**柳澤清次君**） 平成25年9月18日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長**柳澤清次**。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。9月11日午後1時。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、**柳澤清次**。副委員長、**江原榮和君**。委員、**山崎澄子君**。委員、**黛 哲夫君**。委員、**中里芳久君**。委員、**吉田恭一君**。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、**柴山 豊君**。総務課長、**新井貞行君**。企画課長、**山田隆史君**。住民課長、**齋藤はるみ君**。会計課長、**飯塚 章君**。学校教育課長、**山田 勇君**。社会教育課長、**佐藤芳雄君**。健康課長、**中野哲也君**。6、審査の状況。○請願第3号 「子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書」提出を求める請願書。これまでの保育制度は、「国と自治体の公的責任」「最低基準の遵守」「公費による財源保障」を制度の柱にし、子どもの保育を受ける権利を保障してきました。一方で、新制度は保育の市場化、利用者補助などを柱にする仕組みであり、子どもが受ける保育に格差が生じることが予想されます。新制度による保護者負担、施設整備などの問題については、なお不透明な部分も多

く、その動向を見きわめる必要があるとの意見で一致しました。よって、本請願は継続審査すべきものと決定いたしました。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席に帰ってください。続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第3号につきまして、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第28 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第28、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告を願います。

◇社会産業常任委員長（**佐俣勝彦君**） 平成25年9月18日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長**佐俣勝彦**。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。9月11日午後1時。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、**佐俣勝彦**。副委員長、**山田邦彦君**。委員、**山崎愛子君**。委員、**富岡朝男君**。委員、**長岡敬一君**。委員、**長谷川儀平君**。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。**振興課長**、**三木純一君**。**健康課長**、**中野哲也君**。**水道課長**、**吉田喜代治君**。6、審査の状況。○請願第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願。中小企業への経営支援策を拡充しながら、最低賃金を早期に引き上げ、生活できる水準の最低賃金を確立することが、誰でも安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることのできるとの意見の一致を見ました。よって、本請願は採択すべ

きものと決定いたしました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会産業常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席に帰ってください。続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第29 発議第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
(案)

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第29 発議第4号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐俣勝彦君、登壇して説明をお願いします。

◇2番（**佐俣勝彦君**） 発議第4号。平成25年9月18日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。提出者。議会議員、**佐俣勝彦**。賛成者。同、**山田邦彦**。同、**山崎愛子**。同、**富岡朝男**。同、**長岡敬一**。同、**長谷川儀平**。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。今や労働者の4人に1人、女性は過半数が、1年を通して働いても年収200万円以下のワーキング・プアであります。平均賃金は、1997年に比べて58万円も減っています。家計は厳しく、物は売れず、生産は縮小し、それが雇用破壊と企業の経営危機を招いています。低収入で不安定な雇用のために結婚できず、子どもを産み育てられない青年も増えています。低賃金の蔓延が、社会の基盤を揺るがせています。法律によれば、最低賃金は「労働者が健康で文化的

な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定されることになっています。ところが、今の地域別最低賃金は、東京で869円、群馬では707円、最も低い地方では664円にすぎません。地域間格差も大きく、群馬と東京では時間額で162円もの格差があります。最低賃金は、地域間格差を解消しつつ、大幅に引き上げる必要があります。2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。中小企業への経営支援策を拡充しながら、最低賃金を早期に引き上げる必要があります。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として、生活保護基準、年金、農業者の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備していくことで、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

以上の趣旨により、下記の項目を早期に実現するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。記。1、群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて大幅に引き上げること。2、最低賃金法を改正し、だれでもが健康で文化的に暮らせる水準を全国一律で定めること。3、最低賃金制度の周知徹底・監督体制の拡充を図ること。4、中小企業への経営支援策を拡充すること。平成25年9月18日。群馬県甘楽町議会議長 哲夫。内閣総理大臣。厚生労働大臣。群馬労働局長宛て。

◇議長（ 哲夫君） 提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（ 哲夫君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（ 哲夫君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程の追加について

◇議長（ 哲夫君） 日程の追加について、お諮りいたします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、

追加日程第1 議案第73号 工事請負契約の締結について

「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」について

追加日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について

「甘楽ふるさと館研修室建築工事」について

追加日程第3 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

以上3件を議題といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 議案第73号、追加日程第2 議案第74号、追加日程第3 発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



○追加日程第1 議案第73号 工事請負契約の締結について

「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」について

◇議長（**黨 哲夫君**） 追加日程第1、議案第73号 工事請負契約の締結「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） 議案第73号、工事請負契約の締結について。遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）の施工につき、次のとおり請負契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、甘楽町長茂原莊一。提案理由。三途川に橋梁を整備し、遠出居7号線の早期供用開始を図るため。

以上でございます。

次のページ、お願いいたします。記。1、契約の目的。遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約の金額。8,295万円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額395万円）。4、契約の相手方。群馬県富岡市神農原70番地2、岩井建設株式会社代表取締役岩井重夫。

以上でございます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○追加日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について

「甘楽ふるさと館研修室建築工事」について

◇議長（**黨 哲夫君**） 追加日程第2、議案第74号 工事請負契約の締結「甘楽ふるさと館研修室建築工事」についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） 議案第74号、工事請負契約の締結について。甘楽ふるさと館研修室建築工事の施工につき、次のとおり請負契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成25年9月18日提出、甘楽町長茂原 荘一。提案理由。甘楽ふるさと館の研修室を増築し、利用者の利便性の向上に資するため。

次のページ、お願いいたします。記。1. 契約の目的。甘楽ふるさと館研修室建築工事。2. 契約の方法。指名競争入札。3. 契約の金額。8,484万円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額404万円）。4. 契約の相手方。群馬県富岡市富岡1769番地、佐藤産業株式会社代表取締役佐藤克佳。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○追加日程第3 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

◇議長（**黛 哲夫君**） 追加日程第3 発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

富岡朝男君、登壇して説明を願います。

◇4番（**富岡朝男君**） それでは、発議をさせていただきます。発議第5号。平成25年9月18日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。提出者。議会議員、**富岡朝男**。賛成者。同、**中里芳久**。同、**佐俣勝彦**。同、**山崎澄子**。同、**柳澤清次**。同、**長谷川儀平**。道州制導入に断固反対する意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書。我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたと

ころである。しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。よって、我々甘楽町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年9月18日。
群馬県甘楽町議会議長 哲夫。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。内閣法第九条の第一位指定大臣（副総理）。内閣官房長官。総務大臣。内閣府特命担当大臣（地方分権改革）。道州制担当大臣宛て。

以上でございます。

◇議長（**哲夫君**） 提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**哲夫君**） 異議なしと認めます。

発議第5号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第30 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第30、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定いたしました。



○日程第31 議員派遣の件について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第31、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によってお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） ご異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。



午後2時22分休憩

午後2時32分再開



○日程第32 一般質問

◇議長（**黛 哲夫君**） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

日程第32、一般質問を行います。

質問通告の順番に発言を許します。

最初に5番、山崎澄子君。「放課後児童健全育成事業について」。

◇5番（山崎澄子君） 「放課後児童健全育成事業について」。1年生の通所人員が、現在32名登録されております。これは、学年で一番多くの人数となっています。このことは、保育園の延長で、そのまま通所している児童と思われま。裏返せば、保護者の若年就業者が増えてきているのではないのでしょうか。現行では、1年から3年生までが対象ですが、当町では、希望者は6年生まで受け入れています。働く親、また放課後在宅できない家庭にとっては、心休まる温かい事業です。来年度からは、6年生までに対象が広がる見通しです。

平成22年10月の子育て支援課子育て係の資料によると、1クラブ40人程度が適正規模とうたわれています。法的に対象が広がることにより、現在の利用者数75名より受け入れ数が増えることと思われま。

懸念されることは、1つ、利用・入所。利用者増になったとき、待機児童が発生しないか。このことは、学校単位での開所も検討の一つと思われま。

職員数。有資格者の有無または不足。

開設時間。保護者の職種、勤務所在地等による時間延長。長期休暇（夏休み、春休み、冬休み）時の始業・終業時間の拡大の考慮。

活動内容。家庭に代わる生活の場の拡大解釈。

衛生面。トイレは、現在普通サイズの便器が2つのみです。男女別の増設が早急に必要と思われま。

以上ですが、若者の定住、住みたい町一番手を目指し、若年層からの福祉に対する取り組みが必要ではないのでしょうか。

以上で、質問を終わります。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 山崎澄子議員のご質問がありました「放課後児童健全育成事業について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、核家族化の進展や共働き家庭の増加やライフスタイル等の多様化により、甘楽町におきましても着実に学童保育を必要としている家庭が増加をしているものと思っております。

小学校低学年の子どもたちにとって、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保することは、町にとっても大変重要であると認識をしておるところであります。

さて、議員ご承知のとおり、昨年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立をしました。これは、早ければ平成27年4月に本格実施をされる予定であります。この法律の施行は、消費税率の引き上げと連動しておりまして、消費税増税分の財源の一部を投入して、幼児の教育、保育、そして子育て支援の量と質の両面にわたる支援の充実を図ろうとするものであります。議員ご質問の学童保育についても、この事業の対象となっており、利用児童数の拡大や職員体制の強化などが、国の子ども・子育て会議で検討をされているところであります。

本町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新しい制度を導入できるように、子育ての当事者をメンバーに加えた「甘楽町版の子育て会議」を設置する方針で考えております。この中で、利用者増が見込まれる放課後児童健全育成事業につきましても、議論をしていただく予定で考えております。

今後とも、甘楽町の子どもたちが心身ともに健やかに、そしてたくましく育って、子育てが安心してできるまち・甘楽の実現に向けて、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の詳細等につきましては、この後、担当課長よりお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 命により、お答えをいたします。

はじめに、現在の通所状況から、今後、待機児童が発生しないかというご質問でございますが、議員から数字をお示しいただいたように、今年は1年生の利用が目立って増加しております。近年増加する需要に対応するため、町では指定管理者として「かんら学童保育所」の管理・運営に携わっていただいている甘楽町社会福祉協議会と連携を図る中で、本年7月にエアコンの追加設置や内装等の補修工事を行った上で、保育スペースの拡充を図りました。これにより、現在国が示している最大施設規模の目安とされる70人、または一時的にこれを超える児童の受け入れが可能となりましたので、利用者が一時的に増加する夏休み期間中においても、当面、需要に応えられると考えております。

学校単位での開設も検討すべきでは、とのご質問につきましては、町長答弁のとおり、「甘楽町版の子育て会議」の中でご議論をいただきたいと考えております。

指導員は資格が必要ですかというご質問でございますが、必須ではありませんが、国の指導では保育士や教員免許を持っている方が望ましいとされています。なお、現在3名の

指導員がおりますが、毎年県が主催する指導員講習を受講しております。

次に、開設時間の延長についてのご質問ですが、現在、平日の開所時間は下校時から午後6時まで。夏休み期間中は、午前8時30分から午後6時までとなっております。保護者の就労形態や児童の安全確保等の観点から、学童保育所の利用時間・開所日についてのご要望があることは、町・指定管理者とも承知いたしております。実施にあたっては、職員体制なども含め、取り組むべき課題が多数ございますことから、利用実態等も勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭に代わる生活の場として学習機会も加えたらという趣旨のご質問についてでございますが、ご承知のように、子どもたちは学童保育所に「ただいま」と言って帰ってきます。指導員の方が保護者の役割を果たしていますので、学校から帰ったら、まず宿題を片づけてから遊ぶ習慣づけを学童保育所でも実践しております。しかし、答え合わせや本読みなどは、お子様を理解する家庭でのふれあいという趣旨から、ご家庭にお任せするという姿勢をとらせていただいております。

子ども用トイレの増設が必要ではとのご指摘については、確かに人数に比べ少ないと認識しており、現場の要望をもとに、女の子用トイレの増設を検討しましたが、建物の構造上の制約等により見送った経緯がございます。

これからも、学童保育所が、児童が健やかに育ち、保護者が安心して児童を預けられる場となるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇5番（**山崎澄子君**） 町長さんはじめ、中野課長には大変細かくお話いただきました。ありがとうございました。

子ども会議を立ち上げるということ、本当にこれは期待できることじゃないかと思えます。

それと、利用・入所、職員数、それから活動内容、こちらの方は、今のご説明で理解できました。

ただ、開設時間なんですけれども、これは夏休みになりますと、朝8時半、保護者が子どもを場所まで連れていきますと、もう保護者の仕事が8時から始まるとか、そういった方もいますので、8時半というその始業時間というのは、ちょっと大変じゃないかと思うんですね。あそこは、門扉あいてますから、中に入って庭に入っていれば、交通事故とか

そういったものには不安はないと思うんですけども。ただ雨の日とかそういった天候がいつも定まっているとは限らないと思うんです。そういったことも考えますと、やはりこの始業の時間は、何とかもうちょっと早くしていただく。そして、これは無料ではということだけでなく、やはりそれだけの朝早くからお願いするんですから、受益者、保護者がその費用は負担をしていくということを考えていく方法もあるんじゃないかと思います。

あとは、最後の衛生面なんですけれど、トイレなんですけど、やはり大きい子とかは、我慢はできるかと思うんですが、小さい子たちは本当にぎりぎりまで遊んでいますので、そのときに誰かが入っていると、その外で足踏みして待っているというような状態かと思えますので、やっぱりこここのところはああいった一般家庭を使っているという形になりますので、なかなか場所等そういったことは難しいかと思いますが、早急にやはりここは増やしていただくことをお願いいたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） 最後の質問をいただきました。確かに、開所の時間とトイレの問題につきましては、そこに入所する子どもたちにとって、また親にとっても切実な問題だと思っておりますので、今後速やかに指定管理者であります社会福祉協議会等々と十分検討を重ねて、ご期待に応えられるよう頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇5番（**山崎 澄子君**） どうもありがとうございます。ぜひ父兄の方、子どもが安心できる場所づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎澄子君の質問が終了いたしました。

次に、4番、富岡朝男君。「雨水排水路整備事業の推進について」。

◇4番（**富岡 朝男君**） それでは、質問をさせていただきます。

「雨水排水路整備事業の推進について」。全国各地で、ゲリラ雷雨等による災害が発生し、被害の状況が報告されています。いつどこで起こるか分からないゲリラ雷雨等に対応するためには、被害を最小限に抑えるような整備が必要ではないでしょうか。

第5次甘楽町総合計画「KANRAプラン輝き」では、第1章「魅力ある元気なまち」第5項「安心して暮らせるまち」の基本計画で、雨水排水路整備事業が前期2箇所、後期2箇所の事業が計画されていますが、平成27年度までの実施計画がされていません。

自然災害から、住民の生命、財産を守り、安心して暮らせる地域づくりのためには、「雨水排水路事業」を町内各地で早期に実施すべきと考えるがどうでしょうか。

特に、善慶寺地区では、何年もの間、雷雨や台風等による雨水に悩まされている地域があります。また、排水路のない場所では、地下浸透で雨水を処理しなければならないなど、長年雨水に対し苦慮しており、早い整備を望んでいます。

町内各地域の実情を把握し、地区住民の意見を聞きながら計画を推進すべきと考えるがどうでしょうか。

実施計画の推進について、町長にお伺いします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、富岡朝男議員の「雨水排水路整備事業の推進について」のご質問にお答えをいたします。

まず、過日の台風18号も、町にとって大きな被害もなく、まず安堵しているところがあります。しかし、ご質問にありましたように、水害を引き起こすゲリラ豪雨等の発生は、年々増加をしており、毎年各地で大きな被害を出しておるのが現状であります。

議員からもご質問がありましたように、自然災害から人命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することは、行政の責務であり、これまでも治山事業や治水・砂防事業等をはじめ、雨水排水路整備事業等を計画的に実施してきたところであります。

とりわけ今年度におきましては、これらの事業に加えまして、児童生徒の通学途中の安全を確保するため、国の緊急経済対策事業等を活用し、通学路や歩道の整備、防災広場等の整備を大々的に現在進めているところでもあります。

ご質問にありました第5次総合計画における雨水排水路整備計画の位置づけや、今後の整備方針につきましては、この後、担当する課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

第5次総合計画基本計画に定める雨水排水路整備計画の考え方でございますが、計画策定段階におきましては、具体的な基礎調査等は実施しておりませんので、計画策定当時における雨水排水路の整備状況等を勘案し、かつ10箇年の計画期間内で施工可能と想定される箇所数として、前期2箇所、後期2箇所の計4箇所と定めたもので、具体的な施工箇

所、施工方法については、実施計画の中で定めることとしてございます。

しかし、総合計画策定から2年目を迎えた現在において、具体的な施工区域や整備方針等が定まっていないため、平成27年度までの実施計画には計上されていないのが現状でございます。

今後、地域の実情に合ったより効果的な整備方法や補助採択基準など、財源確保に向けた調査等を実施し、財政計画に合わせて整備を進めていきたいと考えております。

なお、その際には、議会や区長会はもとより、地域住民の皆さんから広くご意見をお伺いし、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げ、答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇4番（**富岡朝男君**） 前向きに計画を実施していただけるというふうに考えます。町内でも、最近ではゲリラ豪雨とか余りないので、何とかしのげているかなと思います。過去には、町内でも各地で床下浸水ぐらいの浸水があったことがあります。そういうのを、先程企画課長から話もありましたように、地域の住民ということは、区長さんにお話しすれば、区長さんがまたとりまとめていただいて、その地域の実情というのがわかると思います。そういうのをぜひ進めていただきたいなと思います。

今回、善慶寺地区の話をしましたでしたが、特にお答えがなかったですが、善慶寺地区の中では、総合計画の中でも需要に応じた工業団地を確保するというような計画も中に載っています。これは、需要に応じてですから、それができるかどうかは別として、そういう実情があります。排水路の整備というのは、特に善慶寺地区は、非常に小さいものしかなくて、過去にもそういうような被害がありましたので、その辺の実情をよく見ていただいて。あと地下浸透、先程ちょっと質問しましたが、地下浸透で処理している住宅等もあります。そういうところを十分に勘案していただきながら、ぜひ区長さん等と相談して、計画の実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

特に、27年度まではないですから、そこに新たに差し込むか、28年度あたりからにするか、それにしても、1年でできるとは思いませんので、何年か当然かかる。費用の面もありますので、補助事業も選択しなきゃならないと思いますが、そういうような形で、できる限り皆さんのご意見を聞きながらこの対策を進めていただければ、住民の方も安心して暮らせる町になるんじゃないかというようなことでありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

これは要望で、質問は終わらせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 富岡朝男君の質問が終了しました。

次に、3番、山崎愛子君。「新設統合中学のトイレについて」。

◇3番（**山崎愛子君**） それでは、質問させていただきます。先程全員協議会、何時間か前ですが、その前は建設検討委員会の中間まとめを拝見し、先程甘楽町新設統合中学校基本計画報告書というのを拝見させていただきました。

それで、私は、前から、また現在も、学校のトイレというのは、単なる排尿とか排便、つまり生理現象を解消する場所ではなくて、学校の教育の場、教育の一環としての場であって、そういうふうにとらえて改造しているところ、それから新築のところ、そんなふうに現在もう世の中が大きく変わっているわけですので。それで新設統合中学校のトイレだけについてなんです。先程の協議会の、まず気がついたことは先程申し上げましたけれど、基本設計報告書でも、トイレがちょうど西の端の方にありましたけれども、トイレのあり方について、死角にならないところということをまず第一ですが、提案させていただきます。

ご承知のように、これまでの学校のトイレは、3Kというのがどういふのかももうご存じだと思いますが、呼ばれていました。甘楽町は、もう相当きれいにお掃除をして、違うと思うんですけども。特に、これは私ももう実際に経験していることですが、小学校も、それから中学生でも、男子生徒、当然途中で、朝排便してこなければ、大便が出たくなるわけですが、そうすると長くしかも男子用のトイレというのは、個室じゃありませんから、みんないわゆる立ってしているわけですから、あちらのドアつきのところに入ると出てくるとにやにや笑って、子どもは本当にだから我慢してしまうんですね。排便を我慢すること、これは非常に健康上の問題となっています。どのくらい問題かという、今、大腸がんが非常に増えていますけれども、その大腸がんというのは、1つは便秘で、その便秘というのは、何回も何回も便意を我慢するとそういうふうが発生してしまうような。だから、健康上にも非常によくないので、洋式で水洗化はもちろん、男子トイレも個室化で、プライバシーに配慮、今はもうほとんど家のトイレもそういう感じで、普通の今までの和式の男子用のトイレだと非常に裾の方は黄色くなったり、きれいに掃除しますけれども、汚れたり細菌が非常にあるということで。これは、昨年2011年に文科省のアンケートで、男子がからかわれる子は、改造してからはもういなくなったし、我慢もする子は出ていないというふうに出ています。

そして男子トイレも、運動着や短パンはベルトを外して用足しをしなければならないので、個室化でプライバシーに配慮して、温水洗浄便座、そういう感じで、そして大小便の区別をわかりにくくする。

そして、その次に、節水型にして、環境や省エネに配慮した機器を備えることということで、今までの水洗便所は、大体1回流すと13リットル。それが、今は非常に節水型だから、大体6リットルぐらいできれいに流れてしまうという、そういう感じになっているので、その節水型を導入し、そして環境や省エネに配慮した、そのエコ効果というそのトイレをぜひつくっていただきたい。あそこはしかも防災の拠点地域ですし、環境に配慮したら、もう現在はいろんなことが当たり前の時代になっていますから、そういうふうをお願いできればなと思います。

それから、あそこは防災拠点地域ですから、災害のときに断水があるから、例えば雨水の水を断水時、災害時には水洗の方に。これは東日本大震災で、大変困ってプールの水をくんできたというそういうことがあるわけですから、それも注意していただきたいということです。

そして、学校は教育の場ですからトイレも十分教育の場で、現在もそういうふうに授業の中でもトイレのことで勉強して、そして子どもたちがずっと使い方をきれいに、だから作法もできたり、そして思いやりで掃除も一生懸命するようになったというような報告が、文科省はきれいにトイレを改造したところの世田谷区や葛飾区や愛知県の豊田市ですか、いろいろあるわけで、そういうところの事例の中にも出ていますので、それでお願いできればなと思います。教育の場で、これまでのトイレのイメージを変え、落ち着く場、憩いの場、対面の手洗い場というのが、だからトイレってうれしい場所ですよ。嫌だから臭いし早く出てきたい。今、甘楽町の学校は臭いところはないですけれども、早く出てきたいじゃなくて、そこにあって対面の手洗い、手を洗いながらお互いに顔が出てきたらにっこり笑ったり、今は花も飾ってありますけれど、そういうふうにトイレをきれいに、そして施設も非常にきれいで。だから、子どもたちがどういうトイレがいいかなんていうのを、例えば保護者の方にもアンケート、それから子どもたちにもアンケートとか、そういうことをしてみると随分違うんじゃないのかなと思いますね。

それから、まだたくさんありますけれど、今までのトイレってイメージを変えて、落ち着く場、憩いの場、対面、そういう交流の場所にしていく。そして、防災拠点地域ですから、多機能を持たせる。災害のときに地域の方も、また今はうんと学校が閉鎖的じゃなく

て開放的になっていますから、地域の方がいらっしゃったり、障がいの方がいらっしゃったりしたときに、また赤ちゃんが来ても、災害時なんかは赤ちゃんがおむつをかえられるようなこういうばたんとした、そういうものも今からつくっておくと、それを配慮するのがよいというふうに、これは文科省の学校施設整備指針におけるトイレの関連記述の中にありますね。だから、学校開放時の高齢者や障がい者の利用に配慮した便所を計画することが大切であるというふうに書かれております。

それから、その次、阪神大震災のは今ももうお話ししてしまいましたので、いざというときに、住民の皆さまに快適に使っていただけるようなトイレ、そういうことをお願いできればなと考えます。

児童生徒、保護者の要望も取り入れてということは、アンケートをとったりしながら、授業の中でもしていただいたりして、文部科学省も積極的に推奨しておりますので、県内では伊勢崎市とかそういうようなところでもう既に始まっていると思うんですけども、具体的な動きが出ていますので、先進的な取り組みをやっぱり研究していただいたりしながら、お願いできればなと思います。

トイレは、とにかく校舎の端というのは、もう死角で、職員室や保健室や障がい児なんか学習する特別支援教室だとか、そういう近くに持っていける。あとは、もう職員室が対面になっているので、本当によかったなと思うんですが、どうか第5次総合計画の基本計画の中に、安心・安全の子どもを育てやすい町、いじめのない町、穏やかな町、今本当に穏やかないい町だなと思っているんですけど、さらにいい町になるようにぜひともよろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、山崎愛子議員の「新設統合中学校のトイレについて」のご質問にお答えをいたします。

細かなご質問をいただきましたが、新設統合中学校の建設につきましては、既に議員ご承知のとおり、議会からも代表者2名を選出いただきまして、副町長を委員長として学校の先生やPTAの役員さん、20名で建設検討委員会を発足させました。そして、校舎、体育館等の建築場所や各種教室の配置等について、協議を今重ねているところであります。

まず、ご質問の中でありました、以前あった3Kと呼ばれるようなトイレは、現在の学校施設には一切ございませんので、ご安心をいただきたいと思っております。特に、毎年

各校のPTAの要望を受けまして、町としてはできる限りの改善に取り組んできました。学校では、児童生徒や教職員はもとより、PTAなどが協力し合って、トイレのピカピカ運動を展開しているところであります。

トイレの仕様や手洗いの場所等々、先進的な取り組みを行えということではありますが、そのことにつきましては、今後その建設検討委員会で十分な検討が行われるものと考えておりますので、検討の予定につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 命によりお答えいたします。

建設検討委員会では、請負設計業者からの提案書をもとに、本年5月から今日まで全7回の検討委員会を開催し、各種教室の配置や広さなどについて協議を重ねてきたところでございます。基本設計の内容につきましては、本日の全員協議会で説明したとおりであり、エコ化、省エネ化、節水型衛生器具の使用などについては、既に計画に盛り込まれております。なお、校舎について申し上げますと、1階に生徒用男女別トイレが2カ所、2階に3カ所、3階に1カ所、職員兼来賓用トイレと多目的身障者用トイレが1階に各1カ所、屋外トイレが校舎脇に1カ所設置する計画となっております。

いずれにしましても、機能面、管理面、安全面を重視した生徒たちが清潔で落ち着ける快適な空間づくりに努めていく所存であります。今回、山崎愛子議員からいただきましたご提案については、校舎内部の木質化等とあわせて、これから検討していきたいと思えます。

学校でのトイレ清掃活動を通して、施設を大切に作る心、ひいては地域をきれいにする心を育む教育環境づくりに今後も努めてまいりますので、引き続き教育行政に対し、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げ、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子議員。

◇3番（**山崎愛子君**） 莫大なお金で新設統合中学校、長く100年も使えるように持たせられるのではないかなと考えていますので、地域の宝、甘楽町の宝物である子どもたちが、1人も寂しい思いをしないように、トイレでいじめがないかと思えますけれども、かつては校内暴力ではないですけど、現在も、もしや何かでまだ学校に来られなくなっているお子さんもいるわけですね。ですから、それは甘楽町というふうには言いませんけれども、全国的には非常に不登校児童が増えている、そういうような状態の中

で、ぜひ子どもたちが心安らぐというか、ずっと勉強したりしているわけですが、使いやすく、そしてきれいで、そして子どもたちがそこでふれあいもできるような、そういう学校のトイレをぜひともつくっていただいて、よい子どもたちが育って、そしてまた甘楽町に住んでくれるようにということを願っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

それから、あとトイレの方のいいというのは絶対、もう今はそういうふうにはしないと思うんですけども、トイレの清掃も水で洗い流すではなくて、乾湿ですよ。乾いたモップで拭いたりすればよいというか、そういう多くのいい事例をちょっと参考にして、経済的なこともありますから、お金のこともありますけれども、最高のものを、私はこの学校はもう最高のものをつくっているから、多分県内だけではなくて、多くの地域からも視察が来ると思うんですよ。ですから、そのときにぜひそんなふうには誇れるものを、お金との関係もあるんですけども、どうかよろしくお願ひいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですね。

◇3番（**山崎愛子君**） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子君の質問が終了しました。

次に、10番、中里芳久君。「新屋小学校及び新屋幼稚園の駐車場について」。

◇10番（**中里芳久君**） それでは、質問させていただきます。主題といたしましては、「新屋小学校及び新屋幼稚園の駐車場について」ということでお願ひします。

先日、新屋小学校の駐車場において、保護者同士の自動車トラブルがありました。同様なことは、何度か起きており、駐車場の整備が必要であると考えます。

小学校での行事の際には、校庭の開放、下平研修センターの駐車場利用など、対策をとっておりますが、日々の利用状況には危険と思われる場面も見られます。縦列駐車、子ども飛び出し等。

新屋幼稚園においては、幼稚園自体の駐車場は狭く、毎日の園児の送迎には、新屋小学校の駐車場をお借りしております。今現在では、園児数70名、世帯数65に対し、駐車場の数が不足しており、多くの関係者が困惑しているのが現状です。

各幼稚園においても、同様のことと思います。

こうした状況をご理解いただき、町の早急な対策をお願ひします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 中里芳久議員の「新屋小学校及び新屋幼稚園の駐車場について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新屋小学校の駐車場で、幼稚園保護者と小学校関係者の間で、車の駐車をめぐってトラブルがあったことは聞いております。

原因は、幼稚園児の送迎時に、幼稚園及び小学校の駐車場へ車が一度に集中するため、一時的に満車状態となり、混雑を招いているようであります。この対策として、体育館南側の駐車場利用や下平研修センターの駐車場を利用するよう、交通事故防止を含め、指導を行っているところでありますが、なかなか成果が上がっていないのが現状であります。

施設の老朽化に対処するため、近い将来、幼稚園の1園統合を図り、教育環境の充実に努める所存でありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

ご質問のあった駐車場対策については、担当課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（黛 哲夫君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

新屋小学校、新屋幼稚園の駐車場問題につきましては、幼稚園保護者、学校関係者のご協力をいただき、スムーズな駐車ができるよう、職員一同、積極的に取り組んでいるところでございます。

議員ご承知のとおり、園児送迎時に幼稚園に近い場所を求めて、一度に車が殺到し、駐車場内が混雑しているといった状態です。駐車スペースが足りないわけではなく、少し我慢して歩いていただければ、体育館南側の駐車場などは十分車が止められる状況でございます。

利用者のモラル啓発と駐車マナー、交通マナーについて、保護者の皆さんをはじめ、PTAの方々にお世話になり、熱心に粘り強い指導を行っていく所存です。まずは、幼稚園教諭自らが模範となるよう、職員の駐車については、体育館側の駐車場へ移動させ、少しでも保護者の利便向上を図りたいと考えております。

なお、今後もこうした状況が続くようであれば、小学校校庭の一部開放を検討し、駐車場の確保とトラブル防止に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

冒頭、教育長が答弁したとおり、新設統合中学校建設の次は、幼稚園の統合も計画されておりますので、どうか当分の間、ご不便をおかけしますが、既存の駐車場をご利用いた

だき、円滑な送迎が図られますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 中里議員。

◇10番（**中里芳久君**） ただいまお答えをしていただきまして、ありがとうございます。とにかく、今現状が一番厳しいのでございまして、できるだけ早期ということでございますが、町長さんも、現状を見ていただきまして、できるだけ早期のうちに今の現状はこうであるというのを、一目わかりますから、どうでしょうかね。町長さん、足を運んでもらって。時間的には、1時半ごろから2時ごろの間が一番混雑していますので、その点いかがでしょう。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 一度町長も見ておけというお話だご理解をさせていただきますが、確かに新屋の幼稚園の駐車場は非常に狭いことはもう十分承知をしておりますし、新屋の小学校の駐車場も、学校の裏と脇にあるだけです。非常にあそこに一時的に送ってきたとき、2時の迎えに行ったときに車がたまるということは、十分承知をしております。そのことにつきまして、今、学校教育課長からお話がありましたように、まずは学校の先生の車を分散させる。迎えに来た人の車も、例えば体育館の南側の駐車場に分散をして入っていただけるような指導ができて、できるだけあそこが円滑に使えるようになればいいかなと思っております。現実的な問題として、あそこは混雑していることは、自分も承知はしておりますので、いろんな対策を考えていければと思っております。

将来的には、幼稚園の統合という話が出ましたけれども、そういう中で考えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 中里議員。

◇10番（**中里芳久君**） ありがとうございます。今のところ、学校へ行ってみますと、学校の裏の一段低いところが駐車場になっていますよね。それで、あの駐車場が職員の方が6、7名で停めてあります。それで、その北の約50坪ぐらいですか。あいている土地があるので、早期に何とか駐車場をやはり拡大するというようなことからお願いできたらなど思っているんですが。それで、統合の話も出ましたけれど、今の幼稚園の北と南もあいていますよね。畑が。この辺も検討していただき、駐車場が足りないということなので、ひとつ検討してもらえよう、お願いします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でいいですね。

◇10番（中里芳久君） はい。

◇議長（黛 哲夫君） 中里芳久君の質問が終了いたしました。

次に、12番、山田邦彦君。1番「『ウッドスタート』開始を」、2番が「帯状疱疹ワクチン接種への補助を」、3番で「『熱中症』の対策など」。

◇12番（山田邦彦君） 私は、3つの点について、質問させていただきます。

まず、「『ウッドスタート』開始を」について質問いたします。

以前にも、この場で紹介させていただきましたが、日本の漢字の中で一番多いのが木偏の字です。木は言うまでもなく、道具として、材料として優れています。さらに、木の持つ温かさや手触りのよさは、私たちの心をリラックスさせ、より豊かにしてくれます。

また、2006年、平成18年ですが、閣議決定された「森林・林業基本計画」において、市民や児童の木材に対する親しみや、木の文化への理解を深めるため、材料としての木材のよさやその利用の意義を学ぶ教育活動を「木育」と呼称し、事業を推進することが明記されました。

木とかかわることで、木に対する親しみや理解を深めることにより、木を生活に取り入れたり、自ら森づくりに貢献する人の育成を目指す活動です。今、私たちの生活の中で、木と触れ合う機会がとても少なくなっています。日常に使われる製品は、その利便性により、プラスチック製品が普及し、また趣味の多様化、インターネットやゲーム機の普及により、余暇の活動内容も変化し、日曜大工や趣味に木工芸などを行うことも少なくなりました。さらに、国産材は安価な輸入木材の進出で、その消費は著しく減少しています。

日本は、フィンランド、スウェーデンに次ぐ世界第3位の森林大国です。ものづくりのレベルの高さは世界一と言われているのにもかかわらず、市場における木のおもちゃは何と1%にも満たないというのが現状です。ぜひ改善していきたいものです。

そして、「ウッドスタート」とは、子どもが木と触れ合う環境を整えることで、子ども自身や子育てする人が木のよさを知り、豊かな子育てを実現することを目指しています。

ある自治体では、「子育ての真ん中に木を取り入れましょう。まずは、おもちゃから入りましょう。このファースト・トイを地元の木でつくりましょう」これをスローガンに始めています。生まれたばかりの赤ちゃんが最初に手にするおもちゃを木にすること、それによって保護者が木に目覚める。離乳食の時期には、最初に使うスプーンや器も木にしようと思う。また、小学校入学時は、木製の勉強机、そして子どもたちが大きくなって家を建てる時には、もちろん木造建築。この木をすべて地産地消にすれば、森も変わるとい

うのがコンセプトです。

ちょう町では、今年から森林セラピーの調査も始めています。「木と親しむ」という点では共通していると思います。

ウッドスタートのやり方としては、例えば町内の木工愛好家から木のおもちゃを仕入れ、満1歳の誕生日にプレゼントする、こういったことが一般的だと思います。幸いに、町内には何人もの木工愛好家が活動しています。町おこしにもつながる取り組みとなるものと思います。

ぜひ実施をしていただきたいのですが、町の考えを伺います。

次に、「带状疱疹ワクチン接種への補助を」について伺います。

带状疱疹は、ご存じのとおり、体の片側に起きる強い痛みと痛みがある部分にできる帯状の赤み、ブツブツ、水ぶくれが特徴の病気です。子どものころにかかることの多い水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。発症は、幅広い年代で見られますが、特に高齢の方で多く、患者さんの約70%は50歳以上の方です。

水ぼうそうのウイルスは、水ぼうそうが治っても、体内の神経節というところに潜んでいます。しかし、過労や加齢、そして病気などで免疫力が低下すると活動を始め、神経と皮膚を攻撃して带状疱疹を起こします。带状疱疹は、早く治療すれば、3日以内に始めると、皮膚の炎症や痛みが重症化することを防ぐことができると聞いています。一方、重篤な合併症として、髄膜炎を起こすこともありますので、注意が必要です。

これを防ぐために開発されたのが、1974年に大阪大学の高橋理明さんたちによるワクチンです。生後12カ月以上の小児に接種します。世界保健機関が認める世界で唯一の水ぼうそうのワクチンで、2006年には80カ国以上の1,600万人に接種がされています。日本では、任意接種のワクチンとして、1987年以来使われていますが、ワクチンが有効な割合は90%とされ、副反応もありません。ワクチンを接種していても、15~20%の人は水ぼうそうにかかることがあります。症状は軽く済むそうです。

ぜひ、町独自の補助制度をつくり、保険適用になるまでの間、接種をする手助けをしてはいかがでしょうか。大人になってから、特に高齢者が带状疱疹による痛みに苦しまないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ウイルスの有効期限は、約20年と聞いています。幼児のときに水ぼうそうにかかった場合、あるいは予防接種をした場合に、例えば20歳代、50歳代、そして70歳代とワクチン接種をすれば、ほとんどの人が带状疱疹による痛みから逃れることができます。

町では、これまでもほかの市町村をリードして、ヒブワクチンや肺炎球菌、子宮頸がん、そして風疹の各ワクチンの接種を行っていただきました。住民の皆さんから、大変喜ばれています。ぜひ住民の苦しみの一つを取り除き、医療費の軽減にもつながるので、実施を提案しますが、町の考えを伺います。

最後に、「『熱中症』の対策など」についてお伺いします。

このごろの異常気象は、降れば洪水、土砂崩れ、さらに竜巻。日照りになると、砂漠化、水不足、そして熱中症。このように、その都度、死傷者が出てしまっています。日本だけでなく、世界中で異常気象が続いていますが、全く過ごしにくい地球となってしまいました。

町は、防災行政無線や安心安全メールで、熱中症の注意をその都度何回も住民の皆さんに知らせていただいています。大変お疲れさまでした。そんな中で、現時点の各状況を伺います。

まず、熱中症の患者さんの数。

その状況、どこで誰がどんなふうになられたか。

予防策。例えば、見回りや安否確認というんでしょうかね。安全かどうかを誰かがどこかで確認に回るとか、特に高齢者世帯に予防策としてどのくらいされたかどうか。

そして、どんな状況になると、例えば学校で気温が何度で、あるいは湿度が何%になると、部活を中止するとか、登校を中止するとか、授業を切り上げる、そういった基準などがあったら教えていただきたいと思います。

そして、今後の対策がいろいろ必要と思いますが、どんなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

また、基準づくりも、もしなければしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。町の考えを伺います。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原 莊一君） それでは、山田議員から3点の質問をいただきました。

最初に、「『ウッドスタート』の開始を」についてのご質問にお答えをしたいと思います。

はじめに、山田邦彦議員ご指摘のとおり、「木育」については、「森林・林業基本計画」におきまして、木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、木材のよさやその利用の意義について学び、木材利用に関する教育活動を促進していくものとされてお

ります。

こうした計画の背景から、今般、山田議員からは「初めての木との出会い」を意味するウッドスタートとして、赤ちゃんのころから木と親しみ、木のよさを感じてもらうことを目的に、木工のおもちゃ、いわゆる木のおもちゃを満1歳の誕生日にプレゼントしてはどうかというご質問をいただきました。

ご承知のとおり、町土の半分は森林である現状等を踏まえて、町では本年2月、「甘楽町木材利用推進方針」を定めました。この方針に沿って、現在統合中学校の建設にあたっては、町有林をはじめ、広く木材の利用、木質化の推進について、今、検討を行っているところであります。

今後、町のシンボルとなる学校に木材を利用することは、子どもたちに快適な環境を提供するとともに、木材の優れた特性に対する理解を深める上で、極めて効果的であると考えております。山田議員ご質問の趣旨の「木育」の推進については、東京都の新宿区や岐阜県的美濃市、そして長野県の伊那市、福島県の飯館、北海道の雨竜町などで行っているとの新聞報道で承知をしております。

町におきましても、今後実施に向けた方法等について検討を重ねていきたいと考えております。現状や今後の取り組みにつきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「水ぼうそう」のご質問をいただきました。

山田議員から、これまで再三、各種ワクチンの予防接種の公費助成についてのご提案をいただいていたところでございます。

ご質問の帯状疱疹のワクチンは、日本ではまだ認可されていないようでございます。水ぼうそうワクチンの接種によって、帯状疱疹予防の効果も期待されているという状況でございますので、もう少し国や他の自治体の動きを見きわめていきたいと考えております。

今の現状につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきます。

そして、最後に「熱中症」についてのご質問がございました。

議員ご質問のように、今年は例年にない猛暑でありました。特に、梅雨明けが早く、それからしばらくは非常に猛暑が続きました。全国でも熱中症で救急搬送をされる例が急増いたしておりました。

特に、ひとり暮らしのお年寄りは、倒れた場合には助けを求めるのも困難という状況から、いかに熱中症を予防するかが重要であり、ひとり暮らしのお年寄りに対しては、行政

の配慮も欠かせないものと考えております。

ご質問にありました詳細につきましては、この後、健康課、学校教育、それぞれの担当課長よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**三木純一君**） それでは、命によりお答えをいたします。

はじめに、木育につきましては、先程の町長のご答弁の趣旨のとおりでありますし、平成23年7月に策定されました「森林・林業基本計画」、これは変更計画でございますが、この計画におきましても、木のよさや木材の意義を学ぶ木育の実践的な活動を積極的に推進することとしております。

このことは、多様な関係者が連携・協力をしながら、子どもたちが木に親しみながら育つ環境の整備、教育活動を推進することが求められるものと理解をしております。

そこで、現状での取り組みとしましては、まず子どもたちが木に親しむ場として、「親と子の木工広場」がございます。昭和60年度から毎年度開催し、本年度は29回目を数え、町内小学生と保護者61組137人が参加し、親と子が一緒になって工作を行い、木の美しさ、温かさ、強さなどについて理解を深めるとともに、加工、創造する楽しさを通じて、広く木のよさを知ってもらう取り組みが行われてきております。

また、教育活動の場として、町内全ての小学校に緑の少年団が組織されており、次代を担う子どもたちが、「緑を愛し」「緑を守り」「緑を育てる心を養う」ことを通じて自然を愛し、住みよい郷土づくりを行うための自主的な活動が行われております。

こうした現状等を踏まえながら、先程町長からご答弁ございましたが、「甘楽町木材利用推進方針」を定めたところでございます。この方針は、町が整備します公共建築物や町が行う公共土木工事等に積極的に木材の利用を推進していこうとするもので、可能な限りにおきまして、施設の木造化・木質化の推進、備品・調度品の木質化の推進を行っていこうとするものでございます。

山田邦彦議員ご質問の「木育」に関連します現状の取り組みについて以上申し上げましたが、もとより感性豊かな乳幼児期は、特ににおい、さわり心地、味わいなど、五感にほどよい刺激を与える木のおもちゃは最適と考えられます。

また、国産の木製玩具は、なかなか玩具売り場で見かけることは多くはないと考えております。

ご案内のとおり、町では、婚姻や出生の届出の際に、町内で製作されました木製の写真

立てを送っております。平成24年度の婚姻・出生、合計で123件ございました。

今後、山田邦彦議員ご指摘の町内の木工愛好家やあーとBOX甘楽の会員等によります作品展、あるいは啓発・普及の取り組みなどを通じて、一層木材に対する親しみや木の文化への理解が深まることを願っております。

そして、木のおもちゃを満1歳の誕生日にプレゼントすることにつきましては、現状やこうした取り組み等を踏まえて、今後町長のご答弁のとおり検討していければと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 命によりまして、2問目のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、町では、今年4月から幼児への水ぼうそうとおたふくかぜにつきまして、行政措置に基づきます任意接種ワクチンに追加をし、接種費用の全額公費負担を開始したところでございます。

近年指摘されている効用といたしまして、水ぼうそうワクチンを接種していると、大人になって帯状疱疹にかかる確率がかなり減るということも言われております。現状は、あくまで任意接種であります。ワクチン接種の効用等広めてまいりたいと考えております。

なお、現在、国において、水ぼうそうを含めた4ワクチン、これは水ぼうそう、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎でございますが、この定期接種化に向けた検討が行われているようでございます。特に、水ぼうそうワクチンは、接種対象者や接種方法等についても検討内容に含まれているようです。

ご提案の水ぼうそうのワクチンを帯状疱疹予防として接種する方法は、まだ一般的なものではないことから、医療機関によっては受けられない場合もありますので、帯状疱疹に詳しい皮膚科やかかりつけ医に相談する必要があります。接種費用は8,000円程度と思われま。

なお、町内8つの開業医に、帯状疱疹予防としての水ぼうそうワクチンの接種実績を電話で尋ねましたところ、いずれの医院においてもゼロ件という状況でした。

以上でございます。

続きまして、3問目の質問につきまして、引き続きお答えをさせていただきます。

なお、初めの3点について、私の方からお答えをいたします。

まず、1点目と2点目の質問でございますが、本町では、これまで8名の方が熱中症の疑いで緊急搬送をされております。年齢別では、70歳代が3名、80歳代が4名、90歳代が1名と聞いております。男女別では、男性3名、女性5名。その程度につきましては、重症の方はなく、中等症、これは中程度という意味でございますが、5名、軽症3名という状況でございます。症状別では、熱中症の方が半数の4名、他の方は脱水症状となっております。発生場所につきましては、室内が最も多く6名で、屋外は2名です。地区別では、新屋地区が6名と最も多く、秋畑地区と福島地区がそれぞれ1名、小幡地区はございませんでした。なお、富岡甘楽広域消防管内の搬送総数は、9月5日現在で56名が搬送されたということでございます。

3点目の予防策についてでございますが、熱中症の予防啓発につきましては、連日テレビや新聞等で報道されておりましたが、当町においても梅雨明け直後、重点的に防災行政無線や安全安心メールによる注意喚起や予防啓発を行ってまいりました。8月から9月の残暑期にかけては、民生委員の方々に担当地域の高齢者の方々の見守りをお願いしているところでございます。

また、町の地域包括支援センターでは、特に注意が必要な高齢者として把握をしております5名の方への見守り確認を継続的に行っております。さらに、郵便局によります高齢者の見守り活動も取り組まれ、郵便局員から熱中症を疑う1名の方の情報が包括支援センターに寄せられ、緊急確認と訪問指導を行った経緯もございます。

健康課の所掌は以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 命によりお答えいたします。

④番のご質問ですが、学校における熱中症の予防と対応につきましては、県教委から示された「熱中症環境保健マニュアル」に基づき、予防と対策を行っております。

基準については、環境省の指標である気温、湿度、輻射熱をあわせたWBGT指標を目安に、体育授業や部活動などを実施しています。WBGTとは、暑さ指数を示したものです。気温が比較的低い場合は湿球温度、一般的には湿度計となります。気温が比較的高い場合は、乾球温度、一般的には寒暖計の基準値を参考に判断しております。

WBGT指標では、湿球温度18℃、乾球温度24℃、この中間21℃が、これがWBGT温度で「ほぼ安全」、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を行うこと。

以下、外気温だけで申しますと、気温28℃が「注意」、死亡事故が発生する可能性が

ある。熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的水分補給。気温31度が「警戒」、積極的に休息をとり、水分補給。激しい運動では、30分おきくらいに休息。気温35℃が「厳重警戒」、激運動・持久走は避ける。積極的に休息をとり、水分補給。体力のない者、暑さになれていない者は運動は中止させる。気温35℃以上となった場合は「原則運動は中止」という5段階指標に基づき対応を行っております。

現在までに、部活動の中止の例はございますが、本町以外も含め、小・中学校とも「登校中止」「授業切り上げ」の例はございません。

次に、質問の⑤番ですけれども、学校関係につきましては、先程申し上げました5段階指標を、あくまでも目安に、今までと同様の対応で、熱中症予防対策の充実を図っていきたいと考えております。

今後も、熱中症を予防するための啓発や、暑さに負けない児童生徒の体力づくりの推進、また教室のエアコン設置など、快適な教育環境づくりに努めてまいりますので、教育行政に対するご支援・ご理解をお願い申し上げ、答弁いたします。よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） それでは、ウッドスタートのことについて、2回目の質問をさせていただきます。

おおむねは了解できました。ありがとうございます。それで、今、いろいろな対策をされているということですが、子どもたちといますか、乳児といますか、小さい子どもたちの対応が今のところ余りないような説明でした。ぜひ、検討していくという話でしたので、新年度に向けて、十分時間があるので、新年度からお願いできないかなと思いつながら伺っていましたが、いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 先程来、検討するというお話をさせていただきました。特に、町内の、先程ご質問にありましたように、木工の愛好家、それからあーとBOXの会員等によります作品等を見せていただくといいですか、検討させていただく中で、同じ程度のものを子どもさんたちに与えることが必要だと思っておりますので、その辺のところも作家の皆さんと協議を重ね、またはその作品等を見せていただく、また作品等を展示していただく。そのような取り組みをしてもらった中で、また検討を重ねれば、できる限り早くにこのような取り組みが行われるんじゃないかなと自分も期待しているところでありますの

で、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇12番（**山田邦彦君**） ウッドスタートについては、了解しました。

次に、帯状疱疹、水ぼうそうワクチンと紹介しましたが、接種の補助について、2回目の質問をさせていただきます。

課長の言われたとおりの状況ですよね。要するに、いわゆる法定にされていないものから、情報もほとんどそういう方々に伝わっていない。それなので、今みたいな形で、一般の人が予防接種を自ら受けていないという状況だと思います。だからこそ、町がぜひとり入れていただいて、さっきも20代とか50代とか、あるいは70代という話をしましたが、とにかく一番かかる確率が多いのは50代と聞いています。ぜひ、そのあたりから始めれば、それほど町の方の負担もなくてできるのかなと思います。

それで、いろいろな情報番組とかで、その後の話が出ているのが、例えば30人とか50人の人にアンケートをとると、子どもたちと接している保育士さんだとか、学校の先生ですとか、子どもたちがウイルスを持っている、その人たちに日常的に接している世代の人、あるいは職業の人が帯状疱疹になりづらいというのはありました。ですから、そういうふうなことを考えると、例えば子どもたちと、この前の敬老会じゃありませんが、日常的に世代間交流というんでしょうか、そういうのができていて、その子どもたちの中にそういうウイルスを持った人とふだんから接していると、そのワクチンを接種しなくてもしたのと同じ効果が得られるということも聞きました。

ちょっとこれは質問の趣旨とずれますが、そういうふうな場もつくることも含めて、予防といいますか、それぞれで町おこしにつながるとお思いますので、そんな対策も考えながらしていただければと思います。いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 再度ご質問をいただきました。先程、課長からお答えをしましたように、現在、国でも検討は進められておるといふことでもありますので、その点につきまして注視をしながら、町でも考えていきたいと思っております。

今、続いてご質問いただきましたことにつきましては、私も全くそのとおりだと思います。やっぱり、子どもたちと一緒に過ごす時間が長いといいますか、子どもたちと一緒にいる、そういう家庭を目指す、3世代の家庭を目指した取り組み等も町は行っているわけでありまして、そういう取り組みも積極的に行うことによって、帯状疱疹が減るの

であれば、そのことは積極的に考えていくことが必要だと思っ

ています。ぜひ、これからもいろんな場面でご意見等いただければありがたいと思っ

ています。よろしくお願

いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田議員。

◇12番（**山田邦彦君**） 带状疱疹につきましては、了解しました。

それでは、最後に熱中症の対策についてなんですけれども、①②④は了解しました。

それで、その予防策なんですけれども、今のところは課長の言われたような、町長の言われたような状況、そのぐらいという言い方は変ですけれど、今のやり方が精いっぱい

の対策なのかなと思

いながら伺ったんですが、ただやっぱり積極的に、さっきの带状疱疹の話でも通じるんですけれども、高齢者のところに民生委員さんだとか、そういう忙しい人と言ったらちょっと語弊があるんですけれども、そういう方にまた今度こういう新しい仕事

ができたよというので話

しすると、やっぱり民生委員さんのなり手が、少ないという言い方をすると変ですけれど、積極的に

申し上げます。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（黛 哲夫君） 山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、11番、吉田恭一君。「地域活性化ファンドについて」。

◇11番（吉田恭一君） 久々の一般質問なので、ちょっと緊張しているわけですが、どうぞよろしく願いをいたします。それでは、「地域活性化ファンドについて」ということで、質問をさせていただきたいと思います。

自分で事業の立ち上げは難しい。しかし、地域やふるさとを元気にしたいので、出資協力はできると考えている人もいると思います。そんな思いに応えるために、全国に多くの地域活性化ファンドが登場しています。

政府や県など主導の大きなファンドから、事業者や地方銀行主導の小さなファンドまで多様な取り組みが始まっているようです。この地域活性化ファンドは、投資額も比較的少額、1口1万円から3万円というものがあるようです。ある程度の分配を楽しみながら、地域の復興や活性化のために資金を活かしたいと思っている方も多くいるようです。特に、さきの大震災後の震災復興支援ファンドが、さまざまな形で始まっています。

甘楽町での活かし方としては、桜並木沿いや楽山園近くでの店舗の起業、農業の6次産業化を目指した起業、新規就農者への就農支援投資、自然エネルギーからの発電事業の起業、現在操業している事業の新部門開拓等々が考えられます。

当町の花火大会では、活性化のために多くの資金を拠出してくれました。甘楽町にはこのように、民間から出資していただく素地があるのではないのでしょうか。

起業家の立場に立てば、担保や保証者に貸し付けてもらうのではなく、その人格や将来性に貸し付けてもらえる資金が今必要ではないのでしょうか。出資者と事業者が協同して資金を募集し、地域活性化のために取り組んでいく仕組みが望まれます。

そこで、伺います。以前、このような取り組みがなされたことはありますか。今後、どのような活かし方が予想されますか。伺います。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 吉田議員の「地域活性化ファンドについて」のご質問にお答えをいたします。

町では、これまで議員からご質問がございましたような取り組みはなされておられません

でした。議員から、新しい視点での起業者そして事業者支援策としてのご示唆をいただいたものと解釈しております。

議員からありました、地域の活性化のために資金を活かすという点では、これは都道府県や市町村が行っている事業になってしまいますが、地方債の一つに、住民参加型の市場公募地方債等がございます。これは、来月群馬県が発行する「ぐんま県民債」等がこれにあたりますけれども、これらは住民の行政参加意識の高揚や住民に対する施策のPRなどを目的としておるため、購入者に居住条件等を設けている例が多いようであります。住民が債権を購入することで身近な地域の発展を実感できるというメリットがあります。調達した資金につきましては、公共事業や教育関連事業、環境、福祉などに充当されているようであります。

甘楽町では、このような事例がございませんが、住民参加という点では、議員のご質問に近い形なのかなと思っております。事業を行う人、そして出資をする人との結びつきをどのような形で行政が行えるかと、そういういわゆる活性化ファンドのスキームと申しますか、そういうものをこれから検討していくことが必要なかなと今、思っているところでもあります。

詳細につきましては、この後、考え方と申しますか、それらを担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いをいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

議員のご質問の要旨でございますけれども、これまでの担保や保証人を必要とするものではなく、事業者の人格や技術、あるいは将来性に対し出資してもらえる仕組みづくりにあると思います。

このことからすれば、議員からありました東北地方の震災復興支援ファンドが1つのスキームとして参考になるのではないかと考えております。

震災復興支援ファンドの仕組みの一例を見ますと、事業者が投資を促すような具体的な復興計画案及び資金使途、投資家特典、いわゆるプレミアム付与ということになります。そういうものを示して、これに賛同する者が出資をすると。出資者は、元本が戻らないかもしれないリスクを承知した上で、ある意味寄附的感覚で事業者の夢を支援する。このような考え方がベースにあるように思います。

これらのことを基本に、1つの枠組みを考えますと、まず町で資金提供を求める事業者

を募集し、次に事業者は町のホームページや広報誌を通じて出資者を募ります。資金調達については、事業者と事業者の人格・技術・将来性に賛同する出資者が協同して行うものとし、このように町は事業者と出資者の仲立ちを務め、資金調達については事業者と出資者が協同して行うものとしたらいかがでしょうか。

ご質問の回答にもなりますが、町長からありましたが、このような取り組みは過去に経験がございませんので、あくまでも1つの仕組みとしての基本的考え方に過ぎませんが、将来を見据えた新たな起業支援のあり方として常に意識し、調査・研究を重ねていく必要はあると思います。

議員におかれましては、町の農・商・工業者の発展と地域活性化にさらなるご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 吉田議員。

◇11番（**吉田恭一君**） それでは、まだ始めたことのないことを質問するわけで、執行としても答えに難しかったかなと思うわけでありますが、こういった地域活性化ファンドのいい点としましては、いろいろな形で設定が可能だという問題があります。銀行からお金を借りれば、利息を払って期間が来たらきちんとお金を返しというようなものが基本ですが。この事業者と出資者の間で交わされるこのファンドについては、いろいろなやり方、償還期間の長いものから、ある程度繁華街でそういう起業する場合は回収、もうかる確率が高いので、早く返還ができるし、発電事業のようないわゆる風力発電ですか。結構あるようですけど、そういうものは期間を長く設定しないと回収ができないから、長い期間の償還期間が設定されておるようでありますし。分配についても、銀行でやっているような方法の償還の方法もあるし、あるいはその都度、例えば店を出した場合は、配当として食事券を、例えば1万円を出資していただければ、毎年1,000円の食事券を発行して15年間発行すれば1万5,000円になるわけですけど、それで償還をおしまいにするという形も考えられるし、いろんな取り組みが考えられる。私は、これからのかなり甘楽町にとっても将来性のあるものかなと考えておるわけであります。

今もいい答えをしていただいたので、本来ならこれで質問を終わるかなと思ったんですが、せっかくだから、持論を少し述べさせていただいて、進めさせていただければという次第であります。よろしいでしょうか。これ関連することなので。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇11番（吉田恭一君） 資金についてのお金についての制度なんですけど、これは人がつくった制度で、いろんな各家庭でもベールに包まれた部分があるわけでありまして、この活かし方については、もっともっと教育の場で、私は教育していかなくちやなんないかなというふうなふだんから思っているわけでありまして。お金というのは、人間がつくった制度なんだけれど、人間のように大事に丁寧におつき合えば、配当や分配金という形で、家族と同じように稼いでくれるわけでありまして、不幸にしてたまたまおつき合いの仕方を間違えると延滞金というような形で家族に負担がかかるようなおつき合いをしなければならぬ。こういう相反する部分があるわけですね。そういう意味では、やっぱり家族の中でそういうものをどう活かしていくかというのを議論する場が、多分うちもそうだったんですが、なかなか少ないわけでありまして、そういった意味で、この出資については家族で相談してできればさらに効果が高くなるかなという気がするわけでありまして。どうしても、大体家の中では、お母さんが財布を握っていて、お金が少しあるなんていうと、子どもが小遣いをたくさん出してくれ、お父さんが小遣いをアップしてくれという心配があるので、なかなかそういう家族同士で話し合うというチャンスが比較的低くなってしまいかと思いますけど、やっぱりこれから家族が、あるいは子どもたちが育っていく中で、将来お金という、人間と同じような動きをする摩訶不思議なものにどうつき合っていくかということも、やっぱり家庭で教育したり、学校でもっともっと教育しなくちやならないものではないかなと感じておるわけでありまして。

そういう意味では、ぜひ町ぐるみでこういう問題に取り組んでいただいて、産業振興の一助にしていければと思うわけでありまして、急に教育のことで話をしたんですので、どうですかね。教育とお金の分担でちょっとずれてしまうわけでありまして、その辺のコメントは、急に言われたんじゃ、失礼になるので、よしますかね。

それでは、ファンドをきっかけに、ぜひ町の活性化のために活かしていただいて、それぞれの家庭がお金についての議論を深めていただいて、さらに豊かな家庭になっていただいて、町にもいわゆる延滞や不納金のない町ができるように、ひとつ期待をしていきたいなと思っている次第であります。

いずれにしても、余り期待しても、こういう問題を手を出して頑張ってみようという人が出てこなければできないことでもありますので、ぜひそういう人の出現を待って、出てきたら一丸となって協力してやるという体制をぜひ今後も検討していただければありがたいかなと思って、質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議長（黨 哲夫君） 提案でよろしいですね。

◇11番（吉田恭一君） はい。

◇議長（黨 哲夫君） 吉田恭一君の質問が終了しました。

一般質問が終了いたしました。



○字句等整理委任の件

◇議長（黨 哲夫君） 平成25年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理については、議長に一任願いたいと思います。



○町長挨拶

◇議長（黨 哲夫君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、平成25年第3回定例会の閉会にあたりまして、皆さんに一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今議会定例会では、平成24年度の一般会計及び特別会計、水道事業会計決算認定をはじめとする24の議案のほか、諮問1件、同意1件、さらに追加議案として2議案をご提案申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべて原案どおりご議決を賜りました。誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

先程の一般質問や、議案審議の過程でお寄せをいただきました貴重なご意見、そしてご提言は、常に念頭において町政の執行にあたりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほど、お願いを申し上げます。

さて、ご案内のとおり、緊急経済対策によるところの事業や新規統合中学校建設をはじめ

めとするインフラの整備が進行をしております。そして、株式会社ヨコオデイリーフーズ、株式会社ヌカベ両社の大規模な民間開発も町内で現在進んでおります。こうした整備、開発が進行している今、整備完了後のソフト面を充実させる取り組みもあわせて進めていくことが重要となります。議員各位におかれましては、重ねてご指導、ご協力をお願い申し上げます。

先日の台風18号は、群馬県を直撃し、県内各地で大きな被害をもたらしました。甘楽町でも、倒木等が発生をいたしました。幸いにも家屋への大きな被害や町民の皆さまのけが等もなく、安堵しているところでありますが、収穫期を迎えた農作物等への影響が懸念をされております。

これから秋に向かい、多くの行事が予定をされております。ますますご多忙の季節になるかと思えます。議員皆さまには、どうかご自愛をいただきまして、ますますご活躍いただきますようお願いを申し上げます。

そしてまた本日は多くの皆さんに傍聴をいただき、感謝を申し上げます。今後におきましても、町の行政そして議会についての関心を高めていただき、ご指導、ご協力をお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（**黛 哲夫君**） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

去る10日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての案件が滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。定例会中は、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

執行各位におかれましては、かつてない補正予算など業務多忙な状況にありますが、議案審議等におきまして、議員各位から出されました意見等、十分意を払い、予算の執行にあたっては創意と工夫を持って財政の執行にあたり、財政の健全化を図りつつ、町民が安全で安心して生活できる「KANRAプラン輝き」「キラッとかんら安心のまち」に一層の努力をされますことをご期待申し上げます。

今年9月に入って、天候不順が続き、全国各地で異常気象が発生しておりますが、当地ではまだまだ残暑厳しい折ですが、これからだんだんと秋らしく野も山も色づく季節になりますが、議員各位をはじめ、執行各位におかれましても、何かとご多忙のこととは存じ

ますが、健康には充分留意をいただき、町政発展のために、ますますのご活躍をされますことを心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、平成25年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後4時9分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 黛 哲 夫

署名議員 江 原 榮 和

署名議員 佐 俣 勝 彦